



## 所得税法第25条(みなし課税)審査原則の改正 国際間取引における源泉徴収優遇申請期限の延長

財政部は5月29日に、所得税法第25条(みなし課税)規定の適用審査原則(以下、審査原則)を改正・公布しました。行政手続法の人民公法上の請求権期限が5年から10年間へ変更されたのに合わせ、外国事業者が台湾国内で特定事業に従事して取得した収入に関する所得税法第25条の適用申請期限が、これまでの5年間で10年に延長されました。この法改正により、外国事業者の台湾で得た業務収入に対するみなし課税の適用範囲の拡大が見込まれます。

現行の所得税法第25条の規定により、外国事業者が台湾国内で国際運送、建設工事の請負、技術サービスの提供、又は機器設備のリース等の事業を行う場合、財政部に台湾国内での営業収益の10% (国際運送)又は15% (その他の収益)を台湾国内の営利事業所得額とみなすことを申請し、営利事業所得税を計算納付することが出来ます。外国事業者が台湾の事業者が技術サービスを提供する場合を例とすると、台湾の事業者がサービス料を支払う際に、一般的な状況では20%の税率で源泉徴収する必要があります。技術サービスの提供には原価が発生することを考慮し、外国事業者がサービス提供により収入を得て、所得税法第25条規定の適用を申請し、許可を得た場合、台湾の事業者は源泉徴収を行う際に15%を利益率とみなして所得額を計算する(即ち85%を原価とみなす) ことができるため、実際の源泉徴収率が3%(15%×税率20%)となり、税負担を有効に下げることができます。

今回の法改正の主要な要点は以下のとおりです。

一. 案件申請の期限を5年から10年に延長する。

行政手続法第131条第1項の公法上の請求権時効の改正に合わせ、期限が5年から10年に延長された。

二. 許可の適用期間の規定を追加し、適用許可された案件について、その適用期間を最長5年とする。

外国営利事業者は2023年5月29日以降に適用許可を受けた案件について、適用期間は最長5年とする(但し、契約期間がそれより短い場合は、契約期間を基準とする)。許可の適用期間が経過した場合は、再度申請することができる。

国税局より次の留意事項が示されています。従前に申請したものの5年の請求権超過により税務当局が受理しなかった案件を含め、収益取得日から5年を超過しているものの10年未満となる改正規定を満たす案件について、外国事業者は改正後の規定の期限を適用し、所得税法第25条第1項の規定に基づく所得額の計算の適用を申請することができます。

台湾国内で特定事業に従事して収入を得た外国事業者は、改正規定に基づき所得税法第25条規定による課税適用を申請し、合法的に租税負担の軽減をかなえることができると考えられます。



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區  
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市300091  
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市700002中西區  
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市407059西屯區  
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市801647前金區  
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

#### 李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195  
E kojitomon@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

#### 蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584  
E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065  
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

#### 平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

